

掘削の高さ、深さが10m以上の地山の掘削 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

審査項目		確認																					
添付書類及びその内容等	仕事を行う場所の周囲・四隣の状況等を示す図面	則 91 条																					
	建築物等の概要を示す図面																						
	工事に用いる機械・設備・建築物の配置を示す図面																						
	工法の概要を示す書面・図面〔工法： 〕																						
	労働災害防止のための方法・設備の概要を示す書面・図面																						
	工程表																						
	計画の作成参考者の資格を示す書面		則別表 9																				
作業主任者	地山の掘削・土止め支保作業主任者〔該当：有・無 / 選任：有・無〕																						
事前調査	調査の実施〔方法：ボーリング、地形図、地質図、試掘、踏査、その他〕 調査結果 き裂 有・無 含水 有・無 湧水 有・無 高温ガス及び蒸気 有・無 有毒ガス埋設物 有・無 酸欠空気 有・無 埋設物 有・無〔埋設物管理者への確認 有・無〕	則 355 則 362 則 194																					
	調査結果への対応〔地盤改良、水処理、換気、埋設物・建設物の補強・移設・防護等〕 〔ガス導管の防護作業については、作業指揮者の選任〕																						
	調査結果に基づく作業手順の作成																						
崩壊防止	地山の種類に応じた掘削こう配（手掘り掘削に限る） 〔完成こう配のみならず、掘削作業時のこう配にも留意〕	則 356 則 357																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地山の種類</th> <th>掘削面の高さ</th> <th>掘削面のこう配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山</td> <td>5 m未満</td> <td>90°以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>75°以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の地山</td> <td>2 m未満</td> <td>90°以下</td> </tr> <tr> <td>2 m以上 5 m未満</td> <td>75°以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>60°以下</td> </tr> <tr> <td>砂からなる地山</td> <td colspan="2">高さ 5 m未満または掘削こう配 35°以下</td> </tr> <tr> <td>発破等により崩壊しやすい状況となっている地山</td> <td colspan="2">高さ 2 m未満または掘削こう配 45°以下</td> </tr> </tbody> </table>		地山の種類	掘削面の高さ	掘削面のこう配	岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山	5 m未満	90°以下	5 m以上	75°以下	その他の地山	2 m未満	90°以下	2 m以上 5 m未満	75°以下	5 m以上	60°以下	砂からなる地山	高さ 5 m未満または掘削こう配 35°以下		発破等により崩壊しやすい状況となっている地山	高さ 2 m未満または掘削こう配 45°以下	
	地山の種類		掘削面の高さ	掘削面のこう配																			
	岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山		5 m未満	90°以下																			
			5 m以上	75°以下																			
	その他の地山		2 m未満	90°以下																			
		2 m以上 5 m未満	75°以下																				
		5 m以上	60°以下																				
	砂からなる地山	高さ 5 m未満または掘削こう配 35°以下																					
	発破等により崩壊しやすい状況となっている地山	高さ 2 m未満または掘削こう配 45°以下																					
地山の点検の実施〔作業開始時、大雨・中震以上の地震の後、発破後〕 〔浮石、き裂、含水、湧水、凍結の状況について点検すること（発破後は浮石、亀裂）〕	則 358																						
地山崩壊又は土石落下防止措置〔土止支保工・防護網等の設置、立入禁止措置等〕 〔概要を示す図面・書面の添付、土止め支保工にあっては組立図、計算書添付〕	則 361																						
照度の保持																							
警報の統一（混在作業で土砂の崩壊・出水等が発生するおそれがある場合。）	則 642																						
車両系建設機械	作業計画の作成〔機械の種類・能力、運行経路、作業方法〕〔事前調査に基づいて作成〕	則 155																					
	重機転落等の防止 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、幅員の確保 誘導員の配置(合図を定めること)等（路肩・傾斜地等での作業）	則 157																					
	接触の防止 立入禁止 誘導員の配置(合図を定めること)等	則 158																					
	用途外使用の禁止〔移動式クレーン仕様機械の場合、有資格者の配置に留意〕	則 164																					
	地下埋設物の損壊のおそれがある場合の車両系建設機械使用禁止	則 363																					
	転倒時保護構造〔転倒時保護構造、シートベルト〕																						

【地山掘削】

車両系荷役 運搬機械	作業計画の作成〔機械の種類・能力等〕	則 151・3	
	作業指揮者の選任〔単独作業の場合を除く。作業主任者等が兼務することは可〕	則 151・4	
	制限速度の定め〔地形、地盤の状態等に応じたものであること〕	則 151・5	
	重機転落等の防止 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、幅員の確保 誘導員の配置(合図を定めること)等(路肩・傾斜地等での作業)	則 151・6	
	接触の防止 立入禁止 誘導員の配置(合図を定めること)等	則 151・7	
土止め 支保工	構造〔設置箇所形状、地質、地層、き裂、含水、湧水、凍結、埋設物等に応じた 堅固なものであること〕	則 369	
	組立図〔部材配置、寸法及び材質並びに取付け時期及び順序が示されていること〕	則 370	
	部材の取付け〔則 371 条の措置が講じられていること〕	則 371	
	点検〔設置後 7 日以内、中震以上の地震・大雨の後に実施すること〕 〔損傷、変形、腐食、変位、脱落の有無、切ばりの緊圧、接続部、交差部の状態〕	則 373	
発破作業	有資格者の配置〔安衛令 20 条 1 号〕		
	作業指揮者の選任及び職務内容〔則 319 条、320 条の職務〕	則 320	
	作業基準〔則 318 条の措置が講じられていること〕	則 318	
土石流対策	上流河川(土石流危険河川)及び周辺の調査・記録	則 575 条の 9	
	土石流災害防止規程の策定(降雨量把握の方法、降雨・地震等が発生した場合に 講ずる措置、土石流発生の前兆となる現象を把握した場合の措置、土石流が 発生した場合の警報及び避難の方法)	則 575 条の 10	
	降雨量の把握・記録〔作業開始前 24H、作業開始後 1H ごと〕	則 575 条の 11	
	降雨時の措置〔監視人の配置、ワイヤーセンサー、振動センサー、光センサー、 音響センサー等〕	則 575 条の 12	
	警報設備〔サイレン、非常ベル、拡声器、回転灯等〕	則 575 条の 14	
	避難用設備〔登り桟橋、はしご、仮設階段等〕	則 575 条の 15	
	避難訓練〔開始後遅滞なく、その後 6 月以内ごとに 1 回〕	則 575 条の 16	
仮設物等	足場・架設通路〔設置届該当の 有・無 / 届出日 年 月 日〕		
	型わく支保工〔設置届該当の 有・無 / 届出日 年 月 日〕		
	昇降設備の適切な設置	則 526	
衛生関係	振動障害防止〔振動工具作業時間の基準・管理、保護具の使用〕		
	騒音障害防止〔低騒音型の機械の使用、保護具の使用〕		
	その他〔熱中症対策、蜂刺され対策等〕		

提出書類等

(1) 届出の提出期限 仕事の開始の日の 14 日前までに提出

(2) 届出書類 (安衛則第 91 条等)

様式第 21 号 (建設工事・土石採取計画届)

参画者の経歴書、資格の写し

仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係が書かれた書面

・ 付近見取り図等として提出されることがある。

建設等を行う建設物等の概要が書かれた書面

工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す書面

工法の概要を示す書面又は図面

労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す図面

工程表

有資格者一覧表

労働災害防止対策

緊急時の連絡体制

その他

・ 社内審査表が添付された場合には審査の参考とする。

(参考 平成 12 年 6 月 13 日付け基発第 406 号)